

中泊町農業委員会会議録

令和2年12月10日

中泊町農業委員会

令和２年度 中泊町農業委員会 １２月定例総会議事録

１．開催日時 令和２年１２月１０日（木） １３時３０分～

２．開催場所 中泊町役場 小会議室１

３．出席委員（１３人）

会 長	１５番	松坂 龍美		
会長職務代理者				
委 員	１番	澤田 健吾	２番	大川 勝仁
			４番	葛西 誠
	５番	青山 邦栄	６番	藤田 次男
	７番	小野 美恵子	８番	瓜田 益子
	９番	坂本 朝彦	１０番	成田 誠
	１１番	外崎 満幸	１２番	神 良一
	１３番	木村 巧		

４．欠席委員（ 人）

委 員	３番	工藤 輝雄	１４番	松田 耕司
委 員				

５．議事日程

第１ 会期の決定について

第２ 議事録署名委員の指名

第３ 【報告】

報告第１７号 農地法第１８条第６項による通知書について

報告第１８号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第１９号 農地移動あっせん委員会の結果について

第４ 【議案】

議案第２６号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第２７号 農地法第５条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第２８号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第２９号 中泊農業振興地域整備計画の変更案について

報告・協議事項

（１）業務予定

（２）その他

６．農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

7. 会議の概要

事務局 (課長)	ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会12月定例総会を開会いたします。 ただいまの、出席委員数は15名中13名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。 はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
議 長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】 ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。 日程第2、議事録署名委員についてであります。但し、会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。 【異議なしの声あり】 異議ないようですので、私から指名いたします。 議事録署名委員には、10番成田誠委員と11番外崎満幸委員の2名を指名いたします。 なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と外崎主事を指名いたします。 ◎報告第17号
議 長	それでは、日程第3の報告第17号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。
事 務 局 (外崎)	3ページをお開き下さい。報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 令和2年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。 今月の賃貸借の合意解約は、10件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。
議 長	ありがとうございました。ただいまの報告17号について、何かご質問等ございませんか。 (質問無し)
議 長	無いようですので次の報告第18号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第18号
議 長	それでは、日程第3の報告第18号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。
事 務 局 (外崎)	26ページをお開き下さい。報告第18号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農用地使用貸借の合意解約通知書について、別紙のとおり報告する。 令和2年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。今月の農地使用貸借の合意解約の申出は3件ございました。内容につきましては、申出書をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告18号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので次の報告第19号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第19号

議 長 それでは、日程第3の報告第19号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局
(古川) 36ページをお開き下さい。報告第19号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和2年度11月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。
令和2年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。11月分の農地移動あっせん申出は1件ございました。内容につきましては、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告19号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第26号

議 長 議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎) 39ページをお開き下さい。議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和2年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 議案第26号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

神
委員 12番神です。それでは報告いたします。
去る12月1日、私と木村委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。
以上ご報告いたします。

議 長 それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(外崎)

40ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号29の1件で
ございます。内訳は、売買となっております。それではご説明いたします。

受付番号29番は、豊岡字片岡地内の1筆の田538平方メートルの売買です。譲受人は
譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作
業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われます。

以上、受付番号２９番は、別紙の調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第２６号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第２６号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第２７号

議 長

それでは次に議案第２７号「農地法第５条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

４２ページをお開き下さい。議案第２７号「農地法第５条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第５条第１項の規定により、下記（別紙）のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和２年１２月１０日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長

それでは本案について、農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

神
委員

それでは報告いたします。
去る１２月１日、私と木村委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の案件は１件ございます。
申請地は、芦野字福泊地区の田であります。面積その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。
以上報告を終わります。

議 長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(古川)

それではご説明いたします。
４３ページをご覧ください。
受付番号６番は、芦野字福泊地内の田１筆で、面積は２，１０２㎡です。
申請地は、役場より南西に約３km程の距離にある武田地区芦野地内にある休耕田であり、西側と南側は集落が接続しているが北側には往来できる１０ha以上の規模の農地があるため、一団の農地の区域内にある農地に該当するものと判断いたしております。
転用目的としては、法人で所有する建設重機の増により、現在の駐車場が手狭になったため、事務所の近場を捜していたところ、関係者の所有する田があり、譲受の同意を得ることができたので申請があったものです。
本来であれば第１種農地のため、原則許可不可であります。不許可の例外として運用通知第２の１の（１）のイの（イ）eの（e）の事業用に供する既存施設の１／２以内の拡張であることから許可相当と判断しました。
転用行為による被害を及ぼさないよう十分配慮するということから、周辺農地の影響はないものと思われ、面積その他の基準からみても問題なく許可相当であると考えられるものであります。以上です。

議 長

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第28号

議 長

議案第28号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(古川)

47ページをお開き下さい。議案第28号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和2年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和2年12月7日付け中農政第251号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(古川)

50ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が2件です。内訳は、公益社団法人あおもり農林業支援センターの売渡が1件と買入が1件となっております。

受付番号29番 あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、豊岡字緑川の農地1筆、地目は田、面積は972㎡です。売買価格は40万円です。対価の支払期限は令和2年12月17日を予定しております。

受付番号30番 あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地7筆、地目は田、面積は全部で19,786㎡です。売買価格は593万5千円です。対価の支払期限は令和2年12月25日を予定しております。

所有権移転につきましては 以上です。

事務局
(外崎)

52ページをお開きください。今月の利用権設定は新規が16件、再設定が14件で面積は合わせて272,321㎡です。それではご説明いたします。

受付番号54番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内の5筆の「田」12,942平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号55番も新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内の1筆の「田」932平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号56番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。詳しくは資料をご覧ください。

次のページをご覧ください。受付番号57番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の1筆の「田」1,449平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号58番も新規の設定で、設定する農地は小泊字山口地内の1筆の「田」2,818平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号59番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。詳しくは資料をご覧ください。

次のページをご覧ください。受付番号60番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。詳しくは資料をご覧ください。

受付番号61番は新規の設定で、設定する農地は薄市字沖原地内の9筆の「田」14,055平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号62番から68番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。詳しくは資料をご覧ください。

受付番号69番は新規の設定で、設定する農地は小泊字成滝地内の1筆の「田」3,520平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号70はも賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。詳しくは資料をご覧ください。

受付番号71番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字甘木地内の1筆の「田」5,341平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は米6俵の物納とのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをご覧ください。受付番号72番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の1筆の「田」1,043平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号73番は新規の設定で、設定する農地は富野字沖津地内の1筆の「田」4,877平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号74はも賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。詳しくは資料をご覧ください。

次のページをお開き下さい。受付番号75番、76番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。詳しくは資料をご覧ください。

受付番号77番も新規の設定で、設定する農地は深郷田字甘木地内の26筆の「田畑」98,970平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号78番も新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の9筆の「田」39,890平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをお開き下さい。受付番号79番も新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の2筆の「田」11,234平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

68ページをお開き下さい。こちらは、農地中間管理事業による利用権設定です。それではご説明いたします。

受付番号20-181番は機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

次のページをお開き下さい。受付番号20-182番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市字玉清水地内の3筆の「田畑」7,378平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-183番から184は機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-185番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石地内の2筆の「田」5,250平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号186番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉字神山地内の6筆の「田」3,971平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-187番から189番は機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

80ページをお開き下さい。受付番号20-190番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は中里字紅葉坂地内の1筆の「田」1,732平方メートルです。期間は17年間で、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-191番から195番は機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

83ページをお開き下さい。受付番号20-196番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛭澤地内の2筆の「畑」1,438平方メートルです。期間は17年間で、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-197番から199番は機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
議 長	何かご質問等ございませんか。
	(質疑、意見なし)
議 長	質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第 28 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議がないようですので、議案第 28 号は原案のとおり決定いたします。
	◎議案第 29 号
議 長	議案第 29 号「中泊農業振興地域整備計画の変更案について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事 務 局 (外崎)	123 ページをお開き下さい。議案第 29 号「中泊農業振興地域整備計画の変更案について」農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により中泊町長から別紙のとおり照会があったので意見を求める。 令和 2 年 12 月 10 日提出 中泊町農業委員会会長。
	次のページをご覧ください。令和 2 年 1 月 25 日付け中農政第 240 号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに中泊農業振興地域整備計画の変更案について意見を求められておりますので、その内容についてご説明いたします。
	125 ページをお開き下さい。先だって、委員の皆様に計画の変更案について送付させていただきましたが、詳細につきましては、資料 125 ページの 3. 計画の変更（全体見直し）の項目にありますように、市町村農業振興地域整備計画は、農振法第 8 条の規定により市町村が作成するものであり、農業振興地域毎に作成されるものであるとなっております。これまで、旧中里町、旧小泊村の 2 つの農業振興地域が指定されており、現在 2 つの計画が存在している状況であり、今回、県において中泊町を 1 つの農業振興地域とする地域指定の変更をしたことを受け、「中泊農業振興地域整備計画」として 1 つにするものです。内容について、みなさまからご意見いただきますよう、お願いいたします。
議 長	ありがとうございました。それでは何か、ご意見等ございませんか。
	(質疑、意見なし)
議 長	質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第 29 号について、異議のないものと決定することにご異議ございませんか。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議がないようですので、議案第 29 号は原案のとおり決定いたします。
議 長	議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局

報告・協議事項について

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長

それでは、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月10日

農 業 委 員 会
会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
